

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |

## 山口厚生年金 事案 1113～1115 (別添一覧表参照)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額について〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 :  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 :  
住 所 :

} (別添一覧表参照)

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

私は、A社に勤務し、申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び賞与支払明細書(控)により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件3件(別添一覧表参照)

別添一覧表

項番	事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
1	1113	男		昭和43年生		平成19年12月29日	16万5,000円
						平成20年8月31日	16万5,000円
						平成20年12月29日	16万2,000円
2	1114	男		昭和47年生		平成19年12月29日	10万7,000円
						平成20年8月31日	10万7,000円
						平成20年12月29日	10万4,000円
3	1115	男		昭和43年生		平成20年12月29日	7万8,000円

## 山口厚生年金 事案 1116

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月25日及び18年12月25日は15万円、19年12月25日は24万4,000円、20年12月25日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成18年12月25日  
③ 平成19年12月25日  
④ 平成20年12月25日

私は、平成14年1月から21年9月まで、A社に勤務していたが、16年12月、18年12月、19年12月及び20年12月に支給された賞与の記録が無い。給料支払明細書(賞与)には厚生年金保険料が控除されたことが記載されているので、全ての申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書(賞与)及び事業主から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿から、申立期間において賞与が申立人に対して支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成16年12月25日及び18年12月25日は15万円、19年12月25日は24万4,000円、20年12月25

日は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。